

通勤手当決定事務の手引き

(令和5年4月)

教育庁職員課

目 次

I 通勤手当支給対象職員	1
II 支給単位期間	4
III 通勤手当の額	9
IV 通勤の届出	17
V 通勤手当の支給開始(改定)年月日、支給終了年月日	18
VI 通勤手当の支給日	20
VII 返納	22
VIII 通勤の確認等	30
IX 具体的な事務の流れ	34
X 届出の記載内容	44

凡 例

病 休	病気休暇
産 休	産前産後休暇
育 休	育児休業
職専免	職務に専念する義務の免除
外国政府等派遣	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校職員の処遇等に関する条例第3条第1項による派遣
事務提要	教職員の給与事務提要

I 通勤手当支給対象職員

1 支給要件

通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使用することを常例とする職員に支給される。

(1) 交通機関等利用職員

- ① 通勤のために交通機関等（有料道路を含む。）の利用を常例とすること。
- ② 運賃等の負担を常例とすること。
- ③ 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km以上（身障通勤者を除く。下記(2)、(3)において同じ。）であること。

ただし、身障通勤者については、職員課長(市町村立学校長にあつては、教育事務所長)の承認を得た場合、通勤距離が片道2km未満であっても支給対象とする。

※ バス利用職員（他交通機関の併用あり）については、以下の条件を満たすこと。

- ・バスを利用しない場合の徒歩での総距離が1.3km以上あること。
- ・バスの利用距離が1.2km以上あること。
- ・バスの運行回数が一定程度あること。

(2) 自動車等交通用具使用職員

- ① 通勤のために自動車等交通用具（自動車等及び自転車）の使用を常例とすること。
- ② 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km以上であること。

(3) 交通機関等と自動車等交通用具との併用職員

- ① 通勤のために交通機関等と自動車等交通用具との併用を常例とすること。
- ② 運賃等の負担を常例とすること。
- ③ 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km以上であること。

(4) 新幹線鉄道等を利用する職員

- ① 新幹線鉄道等を利用しなければ通勤が困難（新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤距離が60km以上又は勤務開始時刻90分前までに住居を出なければならない状況）と認められる職員
- ② 新幹線鉄道等の交通機関等で、その利用により通勤時間が30分以上短縮される等の通勤事情の改善に相当程度資する場合で、その利用に係る特別料金等を継続して負担する職員
- ③ 高速自動車国道等で、その利用による通勤時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤の改善が前記②に相当すると認められる職員

※ 新幹線鉄道等を利用する場合の事前協議

職員課長、教育事務所長へ協議を要するもの。

- 新幹線等の特別急行列車を利用する場合
運行ダイヤでは通勤時間が30分以上の短縮が認められないが、新幹線等の特別急行列車の利用により得られる通勤事情の改善が通勤時間30分以上の短縮に相当すると認められる職員。
- 高速自動車国道等を利用する場合
「高速自動車国道等利用職員の通勤手当の決定について」（平成14年3月26日付け14教総号外総務課長通知）の3つの要件をすべて満たさないが、通勤事情の改善が通勤時間30分以上の短縮に相当すると認められる職員。

2 交通機関等、自動車等交通用具に該当するもの

交通機関等	交通機関	鉄道（JR、阿武隈急行、福交飯坂線、会津鉄道、野岩鉄道等）、一般乗合旅客自動車（JRバス、福島交通バス、会津乗合バス、常磐交通バス、磐梯東都バス等）、その他これに類するもので、運賃を徴して交通の用に供するもの
	有料道路	高速道路、あぶくま高原道路（有料区間）
自動車等交通用具	自動車、原動機付自転車、その他の原動機付の交通用具 自転車	

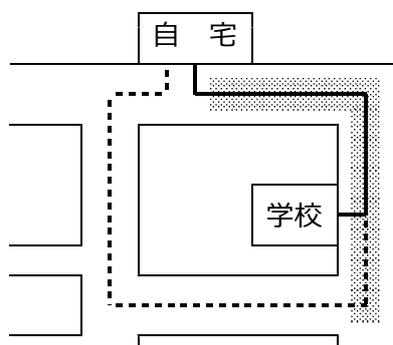
※ なお、これらの交通用具は、職員の所有又は共有あるいは職員が正当な使用权を有しているものに限る。よって、他人の自動車に相乗りしている場合等は、経費等を負担している場合であっても支給対象外となる。

3 片道の通勤距離が2km以上の判断方法

「徒歩」により通勤した場合の「一般に利用する経路の最短距離」を計測し、片道2km以上あるか判断する。（→片道2km未満の場合は、通勤手当は支給しない。）

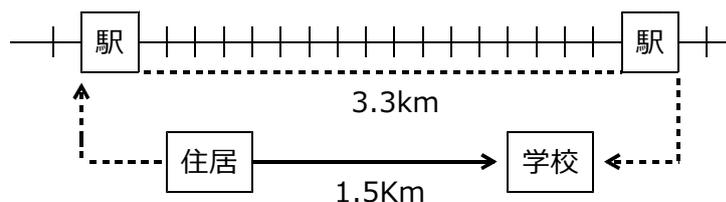
＜通勤距離が2km未満となる場合の例＞

- (例1)  一方通行のため、朝は通行できない道路
 職員が自家用車で通勤している経路（2.5km）
 徒歩の場合の経路（1.7km）



☆ 自家用車は一方通行により通行できないが、徒歩であれば通行できるため、通勤距離は2km未満（1.7km）となる。（→通勤手当の支給要件を満たさない。）

- (例2)  職員が実際に電車を利用して通勤している経路(3.3km)
 徒歩の場合の経路(1.5km)



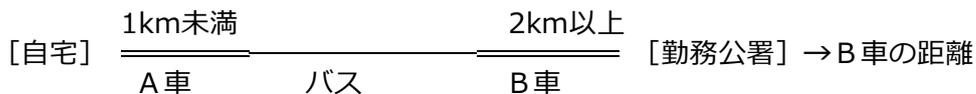
☆ 職員が電車で通勤していても、通勤距離は徒歩で通勤した場合の1.5km（2km未満）となる。（→通勤手当の支給要件を満たさない。）

4 交通機関等と自動車等交通用具との併用職員について

自動車等交通用具の使用距離が、片道2Km以上（2区間利用の場合は、それぞれ1Km以上）なければ併用者として認められない。

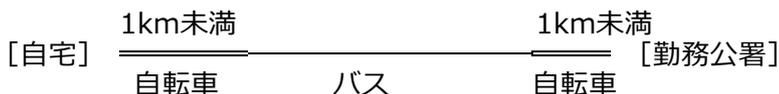
＜併用者として認められる職員の例＞

※ 手当支給対象者の
交通用具距離



* 交通機関の距離は、1km以上とする。

＜併用者として認められない職員の例＞



Ⅱ 支給単位期間

通勤手当は、支給単位期間ごとに、その支給単位期間に係る手当額を一括して支給する。

1 支給単位期間

(1) 支給単位期間

各職員の通勤手当の支給の単位となる期間として、その利用する交通機関及び有料の道路（以下「交通機関等」という。）あるいは使用する自動車等交通用具の区分ごとに、6箇月の範囲内で1箇月単位で定める期間

(2) 具体的な期間

ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

（⇒ JR、バス等の県内の公共交通機関は基本的にこれに該当する。）

… 発行されている定期券の最長通用期間に相当する期間（6箇月限度）

ただし、新幹線鉄道等と在来線運賃に係る定期券が一体として発行されている場合は、当該新幹線鉄道等に係る定期券の最長通用期間

（例：新幹線通勤用定期乗車券(F R E X)→3箇月の期間）

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

（⇒ 回数乗車券等が定期券より割引率が高い区間や障がい者割引で運賃が半額になる場合、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員や育児短時間勤務職員のように平均1箇月当たりの通勤回数が少ない職員がこれに該当する場合がある。）

… 1箇月

ウ 自動車等交通用具を利用する場合

… 1箇月

2 支給単位期間の特例

通勤手当の支給を受けている職員について、当該職員の次の支給単位期間が始まる前に、①から⑥までの事由が生じることが明らかな場合には、返納が生じないよう次の支給単位期間を調整して設定できる。

〔特例の事由〕

① 定年退職その他の離職

※ 「その他の離職」には臨時的任用職員の期間満了による退職を含むが、産休補充から育休補充への任用替は「その他の離職」とはみなさない。

② 長期派遣研修又は長期間にわたる研修（出張）等

③ 研修施設等を通勤手当上の勤務公署と認められている場合の長期派遣研修の終了

④ 産休、育休

⑤ 自己啓発等休業

⑥ その他支給単位期間を調整して定めることが適当であると認められる場合（職員課長協議要）

3 支給単位期間の開始

通勤手当に係る支給単位期間は、次に掲げる場合ごとに次に定める月から開始される。

(1) 通常の場合

… 通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月

(2) 月の中途から休職、停職、専従休職、育休、大学院修学休業、外国政府等派遣、公益法人等派遣、自己啓発等休業又は配偶者同行休業に該当する場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）
ただし、次の(3)に該当する場合を除く。

… 復職等した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）

(3) (2)の事由のほか、長期の出張、長期の休暇、職専免、欠勤等により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなった職員（その後引き続いて2以上の月を通勤しないこととなる職員を含む。）が、再び通勤することとなった場合

… 再び通勤することとなった日の属する月

ただし、当該通勤しない期間が、(2)に掲げる事由により月の中途から開始している場合で、当該事由が生じたときから復職等をしないで引き続く月の初日から末日までの全日数を通勤しないこととなった場合の取扱いについて、(2)による。

※ 上記(2)と(3)の違い

⇒ 休職、停職、専従休職、育休、大学院修学休業、外国政府等派遣、公益法人等派遣、自己啓発等休業又は配偶者同行休業から通勤しない期間が始まった場合は(2)に該当し、支給単位期間は復職等した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から再開する。

⇒ 長期の出張、長期の休暇、職専免、欠勤等から通勤しない期間が始まった場合は(3)に該当し、支給単位期間は再び勤務することとなった日の属する月から再開する。

○ 上記(2)に該当する場合の例

- ・月の中途から育休となった職員が復職する場合で、育休の前に産休を取得していない場合
- ・月の中途から休職となった職員が復職する場合で、休職の前に病休を取得していない場合
- ・月の途中から1箇月の停職処分を受け、引き続き病休を取得したことにより、月の初日から末日まで全日数にわたって通勤しないこととなった月がある場合

※(3)ただし書きにより(2)該当 なお、病休→停職→病休は(3)該当

○ 上記(3)に該当する場合の例

- ・産休から引き続き育休を取得したことにより、月の初日から末日まで全日数にわたって通勤しないこととなった月がある場合
- ・病休から引き続き休職を取得したことにより、月の初日から末日まで全日数にわたって通勤しないこととなった月がある場合

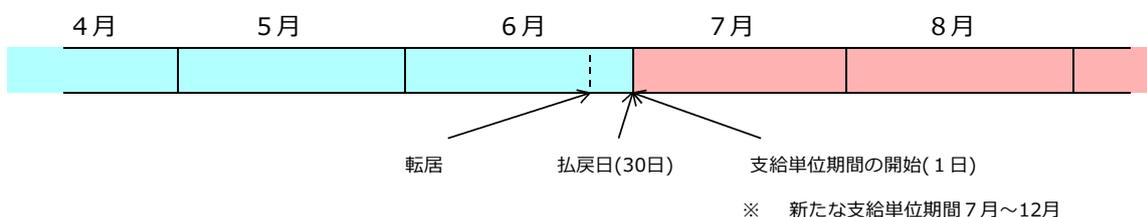
● 支給単位期間の特例の例

定年退職の場合		産休から育休の場合	
今までの支給単位期間 (7月から12月まで) → 6か月		今までの支給単位期間 (10月から3月まで) → 6か月	
1月	(1/1) 支給単位期間の最初の月の初日に、定年退職、産休等が明らかな場合	4月	(4/1) 支給単位期間1箇月の設定 ※1箇月定期券又は回数券の価額により支給 (4/30)
2月	支給単位期間3箇月の設定 ※3箇月定期券の価額により1月から3月まで支給	5月	(5/1) 支給単位期間1箇月の設定 (5/15) ※1箇月定期券又は回数券の価額により支給 (5/31) ○返納なし
3月	(3/31) ○返納なし 定年退職	6月	
		7月	産休 (5/15~9/4) ↑
		8月	支給単位期間に係る最後の月(9月)の前月(8月)以前
		9月	(9/4) 育休 ↓

※ この場合において、産休から復帰した場合の支給単位期間は、当該復帰日の属する月から開始する。

● 原則の支給単位期間の開始時期の取扱い事例

◇ 「3 支給単位期間の開始」の(1)に該当する場合（支給単位期間：4月～9月）

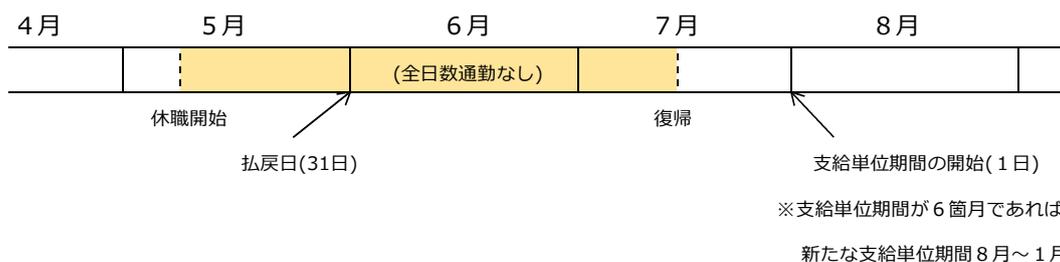


● 特例的な支給単位期間の開始時期の取扱い事例

◇ 「3 支給単位期間の開始」の(2)に該当する場合（支給単位期間：4月～9月）

① 月の中途から休職の期間が二以上の月にわたる場合

… 休職を開始した日の属する月の末日における払戻金相当額等を返納、復帰の日の属する月の翌月から支給単位期間の開始



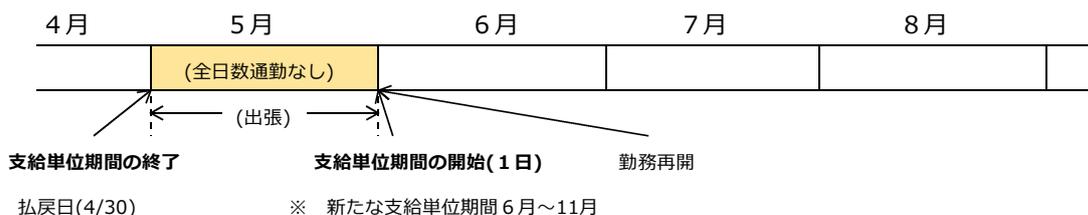
(参考) 休職等となった月に復職等した場合… 支給単位期間の変更なし、返納なし



◇ 「3 支給単位期間の開始」の(3)に該当する場合（支給単位期間：4月～9月）

① 長期出張のため、月の初日から末日まで全日数通勤がない場合

… 当該全日数通勤がなかった月の前月の末日における払戻金相当額等を返納、通勤を再開した月の属する月の初日から支給単位期間の開始



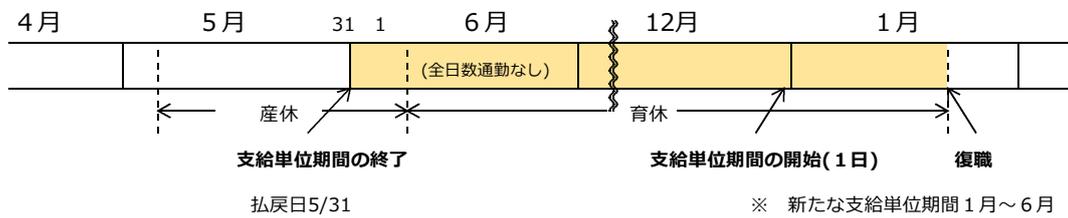
② 月の初日からの長期研修が2以上の月にわたる場合

… 月の初日から全日数通勤していない月があるため、通勤を再開した月の属する月の初日から支給単位期間の開始



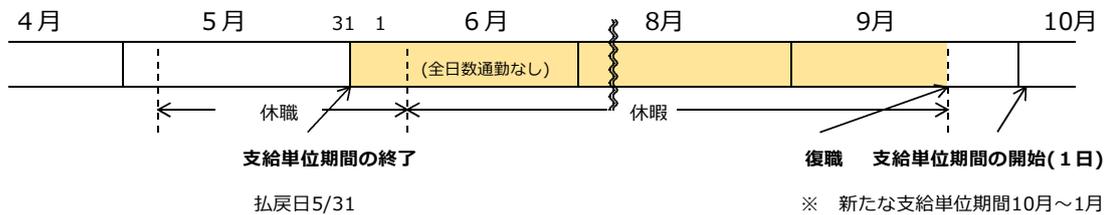
③ 産休から引き続き育休になった場合

… 月の初日から末日まで全日数通勤していない月があるため、通勤を再開した月の属する月の初日から支給単位期間の開始



◇ 「3 支給単位期間の開始」の(3)ただし書きに該当する場合

(支給単位期間：4月～9月)



Ⅲ 通勤手当の額

1 交通機関等利用職員

- (1) 運賃等相当額が全額支給限度額（1箇月当たりの運賃等相当額等の額64,000円）以下の場合

支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額及び特別料金等の額に相当する額の合計額（「運賃等相当額等の額」という。）とし、その利用する交通機関等に応じて、次の区分による額

- ① 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

… 支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額

⇒ 支給単位期間が6箇月であれば、6箇月定期券の価額を通勤手当として一括支給する。

- ② 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

運賃等の額等 = $\frac{\text{片道の運賃等} \times \text{最も低廉となる回数乗車券等の割引率} \times 2 \times 21 \text{回}}$

(小数点第4位を四捨五入)

… 当該回数乗車券等をもとに算出した通勤21回分（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員や育児短時間勤務職員等（土・日曜日が週休日である者を除く。）にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分。以下同じ。）の運賃等相当額等の額

⇒ 支給単位期間は1箇月であるため、通勤21回分の運賃等の額を通勤手当として毎月支給する。

- ③ 高速自動車国道等利用職員の場合

- ◆ ETC利用者以外

$\frac{\text{片道の利用料金額} \times 2 \text{回} \times 21 \text{回}}$

(小数点第4位を四捨五入)

- ◆ ETC利用者

$\frac{\text{片道の利用料金額} (\text{※}) \times 50 / 55 \times 2 \text{回} \times 21 \text{回}}$

(小数点第4位を四捨五入)

※ ETC割引適用後（還元率適用後）の片道の利用料金額。

例：通常料金730円の場合
平日朝夕割引還元率50%⇒360円分還元
片道の利用料金 730 - 360 = 370円

※ 高速道路利用距離が100kmを超えると還元額が変わるため、「ドラぷら (<http://www.driveplaza.com/>)」で割引料金（還元額）を確認して片道の利用料金額を算出すること。

※ 割引料金で通勤できないようなやむを得ない事情が認められる職員については、その状況、必要性等を勘案して、合理的な理由により常例とする通勤時間が割引適用時間帯外となることを確認のうえ、当該割引前の利用料金額によることができること。

- ◎ 「定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合」と「回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合」

運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により運賃等の額を算出するものとした場合に、当該交通機関等又は新幹線鉄道等の最長の通用期間の定期券の価額を当該通用期間の月数で除して得た額（＝A）と最も低廉となる回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額（＝B）とを比較して、

A < Bの場合 ⇒ 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合

A > Bの場合 ⇒ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合とする。

- ◎ 会津乗合自動車のバス利用職員に係る通勤手当の認定について（平成26年12月1日付け職員課主幹事務連絡より）

- 1 回数乗車券等を利用した場合の運賃額（通勤21回分の運賃等の額等）の算出にあたっては、「エコノミー回数券」の割引率を使用すること。
- 2 定期券の価額との比較にあっても、「エコノミー回数券」の割引率により算出した運賃等の額を使用すること。

- (2) 運賃等相当額が全額支給限度額（1箇月当たりの運賃等相当額等の額64,000円）を超える場合

- 支給単位期間につき、次の算式により得られる額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

$$\frac{1 \text{ 箇月当たりの運賃等相当額等の額} - 64,000}{2} + 64,000$$

- 2以上の交通機関等を利用する者の場合については、次の算式により得られる額に各々の支給単位期間のうち最も長い期間の月数を乗じて得た額

$$\frac{\text{各々の} 1 \text{ 箇月当たりの運賃等相当額等の額の合計額} - 64,000}{2} + 64,000$$

- ※ 支給額算出の基礎となる交通機関等

支給額算出の基礎となる交通機関等は、その利便性（所要時間及び出勤、退庁時における運行状況等）、一般通勤者の利用状況等を考慮し、最も経済的かつ合理的な経路及び方法による。ただし、次の①及び②の場合については、それぞれ下記による交通機関による。

- ① 2以上の交通機関が並列に運行されている場合
その者の通勤の実情により適当であると認められる（大多数の者がその方法により通勤しているなど）交通機関
- ② 2以上の交通機関を乗り継いで通勤する場合
徒歩による場合の最短経路の距離が1 km以上ある区間の交通機関

○ 具体的な支給額の例

(1 箇月当たり64,000円以下の例)

① 1の交通機関等のみを利用する者

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
J R	6月定期券：93,750						(支給単位期間6箇月)
手当支給額	93,750						

☆手当支給額 93,750円

(1 箇月当たりの運賃等額)

J R	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額(64,000円以下)
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	----------------------------------

② 2以上の交通機関等を利用する者

【その1 支給単位期間の開始月が同じ場合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
J R	6月定期券：93,750						(支給単位期間6箇月)
バス	3月定期券：29,750			3月定期券：29,750			(支給単位期間3箇月)
手当支給額	123,500				29,750		

☆4月支給額 123,500円 ☆7月支給額 29,750円

(1 箇月当たりの運賃等額)

J R	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して
バス	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	得た額の合計額
1箇月当たり	25,541	25,541	25,541	25,541	25,541	25,541	(64,000円以下)

【その2 支給単位期間の開始月がずれる場合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
J R	6月定期券：93,750						6月定期券：93,750			
バス	3月定期券：29,750			3月定期券：29,750			3月定期券			
手当支給額	93,750	29,750				29,750			93,750	29,750

☆4月支給額 93,500円 ☆8月支給額 29,750円
 ☆5月支給額 29,750円 ☆10月支給額 93,750円

(1 箇月当たりの運賃等額)

J R	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して
バス		9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	得た額の合計額
1箇月当たり	15,625	25,541	25,541	25,541	25,541	25,541	25,541	(64,000円以下)

(1 箇月当たり64,000円超の例)

① 1の交通機関等のみを利用する者

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	3月定期券：210,000			3月定期券：210,000			(支給単位期間3箇月)
手当支給額	201,000			201,000			

☆手当支給額 201,000円 = ((70,000 - 64,000) / 2 + 64,000) × 3

(1 箇月当たりの運賃等額)

☆7月支給額 201,000円

新幹線	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------



運賃等相当額を支給単

1 箇月当たり	67,000	67,000	67,000	67,000	67,000	67,000
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

位期間の月数で除した額

(64,000円超)

② 2以上の交通機関等を利用する者

【その1】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	3月定期券：210,000			3月定期券：210,000			(支給単位期間3箇月)
電車(FREX一体型)	3月定期券：29,750			3月定期券：29,750			(支給単位期間3箇月)
手当支給額	215,874			215,874			

☆手当支給額 215,874円 = (((70,000 + 9,916(2/3)) - 64,000) / 2 + 64,000) × 3 ※円未満切捨 × 3

(1 箇月当たりの運賃等額)

☆7月支給額 215,874円

新幹線	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
電車(FREX一体型)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)	9,916(2/3)
合計	79,916(2/3)	79,916(2/3)	79,916(2/3)	79,916(2/3)	79,916(2/3)	79,916(2/3)

運賃等相当額を支給単

位期間の月数で除して



得た額の合計額

1 箇月当たり	71,958	71,958	71,958	71,958	71,958	71,958
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

(64,000円超)

【その2】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	3月定期券：210,000			3月定期券：210,000			(最長支給単位期間
バス	6月定期券：72,000						6箇月)
手当支給額	438,000						

☆手当支給額 438,000円 = (((70,000 + 12,000) - 64,000) / 2 + 64,000) × 6

(1 箇月当たりの運賃等額)

新幹線	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
バス	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
合計	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000



運賃等相当額を支給単

1 箇月当たり	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

位期間の月数で除して

得た額の合計額

(64,000円超)

2 自動車等交通用具使用職員

支給単位期間（1箇月）につき、それぞれ自動車等交通用具の片道の使用距離に応じて次に定める額（以下「交通用具の額」という。）。

(1) 自動車等使用職員

次表のとおり。

【令和5年4月1日改正】

片道の使用距離	手当額	
	自動車	自動車以外の 原動機付きの交通用具
2 km 以上 4 km 未満	2,900円	2,000円
4 km 以上 6 km 未満	4,400円	2,200円
6 km 以上 8 km 未満	5,800円	2,900円
8 km 以上 10 km 未満	7,300円	3,700円
10 km 以上 12 km 未満	8,700円	4,400円
12 km 以上 14 km 未満	10,200円	5,100円
14 km 以上 16 km 未満	11,600円	5,800円
16 km 以上 18 km 未満	13,100円	6,600円
18 km 以上 20 km 未満	14,600円	7,300円
20 km 以上 22 km 未満	16,000円	8,000円
22 km 以上 24 km 未満	17,500円	8,800円
24 km 以上 26 km 未満	18,900円	9,500円
26 km 以上 28 km 未満	20,400円	10,200円
28 km 以上 30 km 未満	21,900円	11,000円
30 km 以上 32 km 未満	23,300円	11,700円
32 km 以上 34 km 未満	24,800円	12,400円
34 km 以上 36 km 未満	26,200円	13,100円
36 km 以上 38 km 未満	27,700円	13,900円
38 km 以上 40 km 未満	29,200円	14,600円
40 km 以上 45 km 未満	32,400円	16,200円
45 km 以上 50 km 未満	35,700円	17,900円
50 km 以上 55 km 未満	38,800円	19,400円
55 km 以上 60 km 未満	41,800円	20,900円
60 km 以上 65 km 未満	44,100円	22,100円
65 km 以上 70 km 未満	47,500円	23,800円
70 km 以上 75 km 未満	50,900円	25,500円
75 km 以上 80 km 未満	54,300円	27,200円
80 km 以上 85 km 未満	57,700円	28,900円
85 km 以上 90 km 未満	61,100円	30,600円
90 km 以上 95 km 未満	64,500円	32,300円
95 km 以上	67,900円	34,000円

※ 使用距離の測定方法

使用距離とは、自動車等交通用具を使用した場合の「一般に利用する経路の最短距離」を指す。

距離の計測は、国土交通省国土地理院発行の地形図（縮尺5万分の1以上のものに限る。）又は国土地理院の承認を得た地図データベースに基づく電子地図で、道路上の2点間距離を道路の形状に沿って測定できるものを用いて行うことができるものとする。

※ 自家用車の距離メーターやカーナビゲーションの距離を、そのまま使用距離とはしないこと。

※ インターネットの電子地図サービスを利用する場合は、マップファンを利用し、最短経路を確認すること。

※ 原則として、往復ルートそれぞれの距離を測定し、平均距離を算出すること。ただし、往路と復路の経路が明らかに同じであると判断できる場合は往路のみ測定すること。

※ 使用距離は、認定の前に事務担当者が必ず確認すること。

（職員が申し出た距離を、決定権者が確認せずに使用距離として決定することがないように注意すること。）

☆ **使用距離の始点と終点**

[始点] 住居の出入口である玄関、あるいは住居の敷地より道路に出る地点である。

[終点] 勤務公署において出勤が確認される場所（通常は出勤簿が置かれている場所）である。

また、その場所が2か所以上あるときは勤務公署の出入口から最も離れた場所とする。

※ 自家用車を使用して通勤する場合に駐車場を利用していても、上記の始点・終点は変わらないので注意すること。

(2) 自転車使用職員

支給単位（1箇月）につき、2,000円とする。

自動車等及び自転車のいずれも使用する職員の場合、それぞれの片道の使用距離の合計を基に、自動車等使用職員とした距離区分に応じた手当額となる。

3 交通機関等と交通用具を併用する職員

交通機関等利用区間については交通機関等利用職員とした場合の額、交通用具使用区間については交通用具使用職員とした場合の額をそれぞれ算出し、それらの合計額が64,000円以下である場合には、それぞれの支給単位期間につき、交通機関等に係る通勤手当の額（前記1により算出した額）又は交通用具の額（前記2により算出した額）

ただし、1箇月当たりの額が64,000円を超える場合には、次の算式により得られる額に各々の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間の月数を乗じて得た額

$$\frac{\text{1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び交通用具の額の合計額} - 64,000}{2} + 64,000$$

2

※ 自動車等及び自転車のいずれも使用する、交通機関等との併用職員の手当額について（「職員の給与改定に係る対応について」（平成20年3月14日付け教育総務領域人事管理グループ事務連絡）参照）

交通機関等に係る通勤手当の額と次のいずれかの低い方の額との合計額を基に計算した手当額となる。

- ・ 自動車等と自転車の使用距離の合計を基に、自動車等使用職員とした距離区分に応じた手当額
- ・ 自動車等の使用距離に応じた手当額と自転車の手当額を合算した額

○ 具体的な支給額の例

（1箇月当たり64,000円以下の例）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
J R	6月定期券：93,750						(支給単位期間 6 箇月)
バ ス	3月定期券：36,000			3月定期券：36,000			(支給単位期間 3 箇月)
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	(支給単位期間 1 箇月)
手当支給額	131,750	2,000	2,000	38,000	2,000	2,000	

☆ 4月支給額 131,750円（6箇月定期93,750円＋3月定期券36,000円＋自転車2,000円）

7月支給額 38,000円（3月定期券36,000円＋自転車2,000円）

5月、6月、8月、9月の各月支給額 2,000円

（1箇月当たりの運賃等額）

J R	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	15,625	運賃等相当額を支給単位
バ ス	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	期間の月数で除して得た
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	額の合計額
合 計	29,625	29,625	29,625	29,625	29,625	29,625	(64,000円以下)

(1箇月当たり64,000円超の例)

【その1】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
高速道路	26,727	26,727	26,727	26,727	26,727	26,727	(支給単位期間1箇月)
自動車	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	(支給単位期間1箇月)
手当支給額	66,363	66,363	66,363	66,363	66,363	66,363	

☆手当支給額 65,863円 = (一箇月当たり手当額)

(1箇月当たりの運賃等額)

高速道路	26,727	26,727	26,727	26,727	26,727	26,727	1箇月当たりの運賃等
自動車	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	相当額等の合計額
合計	68,727	68,727	68,727	68,727	68,727	68,727	(64,000円超)

↓

$$((26,727 + 42,000) - 64,000) / 2 + 64,000$$

↓

1箇月当たり	66,363	66,363	66,363	66,363	66,363	66,363	1箇月当たり手当額
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------

【その2】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	3月定期券：210,000			定期券：210,000			(支給単位期間3箇月)
バス	6月定期券：36,000						(支給単位期間6箇月)
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	(支給単位期間1箇月)
手当支給額	426,000						

☆手当支給額 426,000円 = 71,000 (一箇月当たり手当額) × 6 (最長支給単位期間の月数)

(1箇月当たりの運賃等額)

新幹線	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	運賃等相当額を支給単
バス	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	位期間の月数で除して得
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	た額の合計額
合計	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000	(64,000円超)

↓

$$(((70,000 + 6,000 + 2,000) - 64,000) / 2 + 64,000)$$

↓

1箇月当たり	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	1箇月当たり手当額
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------

IV 通勤の届出

1 職員が届出を提出しなければならない場合の例

((1)及び(2)は通勤届、(3)は通勤手当受給終了届。)

(1) 新たに支給要件を具備することになった場合

- ・新たに採用され支給要件を具備することになった。
 - ※ 臨時的任用職員等が期間満了で退職し、同じ所属に再採用された時を含む。
- ・勤務公署の移転により、支給要件を具備することになった。
- ・住居の移転により、支給要件を具備することになった。

(2) 通勤手当を受けている職員が、支給要件に変更があった場合（支給額に変更がない場合でも届出が必要）

- ・住居を移転し、移転後も支給要件を満たすこととなった。
- ・道路の開通等のため、通勤経路を変更した。
- ・積雪のため、自転車からバスに通勤方法を変更した。
- ・普通列車で通勤していたが、新幹線を利用することとなった。
- ・自家用自動車一般道で通勤していたが、高速道路を利用して通勤することとなった。
- ・通常料金により高速道路を通勤していたが、ETCを利用して通勤することとなった。
- ・自家用車を普通車から軽自動車に買い換えたため高速道路利用料金の負担額が変わった。
- ・勤務公署を異にして異動（勤務公署の所在地の変更を含む。）し、異動後も支給要件を満たすこととなった。

※ 交通機関の運賃改定及び高速道路の料金改定の場合は、職員の届出によらず決定権者が「通勤手当決定簿」により手当額の改定を行うこととなる。

(3) 通勤手当を受けている職員が、支給要件を欠くことになった場合

- ・住居の変更、道路の開通等により最短経路が2 km未満になった。
- ・バスで通勤していたが、他人の自家用自動車に便乗することになった。
- ・勤務公署が移転し、最短経路が2 km未満になった。
- ・自転車から徒歩に通勤方法を変更した。

V 通勤手当の支給開始（改定）年月日、支給終了年月日

○支給開始（改定）年月日

ア	職員が新たに受給要件を具備する場合（イの場合を除く）	(ア)	届出が事実の生じた日から15日以内になされたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日
		(イ)	届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日
イ	新たに採用された職員又は勤務公署を異にして異動（同一庁舎内の異動を除く）した場合	(ア)	赴任期間内（7日以内）に受給要件を具備する場合
		a	届出が異動等の日から15日以内になされたときは、その異動等の発令日の属する月の翌月（その異動等の発令日が初日であるときは、その日の属する月）の初日
		b	届出が、異動等の日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その届出を受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日
(イ)	赴任期間を経過した後受給要件を具備する場合ア(ア)又は(イ)に定める日		
ウ	通勤手当を受けている職員が住居を変更し、又は通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合で、受給要件の変更により支給額の変更の必要が生じたとき（エの場合を除く）	(ア)	増額改定となるもので届出が事実の生じた日から15日以内になされたとき又は減額改定となるものときは、事実の生じた日（異動によりその赴任期間内にその事実が生じた場合にあっては、その発令の日）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日
		(イ)	増額改定となるもので届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その届出を受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日
エ	P.5の3の(3)の前段の理由により、月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しないこととなった場合において、再び通勤することとなった日をもって支給額の変更が生じたとき	(ア)	増額改定となるもので届出が事実の生じた日から15日以内になされたとき又は減額改定となるものときは、事実の生じた日（再び通勤することとなった日）の属する月の初日
		(イ)	増額改定となるもので届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その届出を受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日

○支給終了年月日

受給要件を欠く（死亡又は退職を含む）に至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日

VI 通勤手当の支給日

通勤手当は、支給単位期間ごとに、その支給単位期間の最初の月の給料支給日に、その支給単位期間に係る手当額を一括して支給する。

1 通勤手当の支給日の原則

通勤手当は、その者の利用する交通機関等又は交通用具の区分ごとに、それぞれの支給単位期間の最初の月の給料の支給日に支給する。

ただし、届出に係る事実を確認できない、届出日の関係で支給単位期間の最初の月の給料の支給日に間に合わない等の場合は、その日後に支給することができる。

【事例1】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
J R	▲ 6月定期券						(支給単位期間6箇月)
バス	▲ 3月定期券			▲ 3月定期券			(支給単位期間3箇月)
自転車	▲	▲	▲	▲	▲	▲	(支給単位期間1箇月)
J R支給額	93,750						運賃等相当額を支給単
バス支給額	36,000			36,000			位期間の月数で除して
自転車支給額	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	得た額の合計額
合計支給額	131,750	2,000	2,000	38,000	2,000	2,000	(64,000円以下)

▲は支給日（支給単位期間の最初の月の給与支給日）

【事例2】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
J R	▲ 6月定期券						▲ 6月定期券	
バス		▲ 3月定期券			▲ 3月定期券			▲ 3月定期券
J R支給額	93,750						93,750	
バス支給額		29,750			29,750			29,750
合計支給額	93,750	29,750			29,750		93,750	29,750

▲は支給日（支給単位期間の最初の月の給与支給日）

2 支給日等の特例

- (1) 2以上の交通機関等を利用する職員又は併用職員で、64,000円を超えた場合
 - … その者の最長支給単位期間（その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間）の最初の月の支給日
- (2) 支給日前に離職、死亡した場合
 - … その日以後において、できる限り速やかに支給する。

【事例1】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	3月定期券：210,000			3月定期券：210,000			(支給単位期間3箇月)
バス	6月定期券：72,000						(支給単位期間6箇月)
手当支給額	438,000						

▲ 4月支給額 $438,000円 = (((70,000 + 12,000) - 64,000) / 2 + 64,000) \times 6$
 最長支給単位期間の最初の月の給与支給日

(1箇月当たりの運賃等額)

新幹線	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	
バス	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	運賃等相当額を支給単
合計	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	位期間の月数で除して
↓							
1箇月当たり	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	得た額の合計額 (64,000円超)

【事例2】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
	3月定期券：210,000			3月定期券：210,000			(支給単位期間3箇月)
バス	6月定期券：36,000						(支給単位期間6箇月)
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	(支給単位期間1箇月)
手当支給額	426,000						

▲ 4月支給額 $426,000円 = (((70,000 + 6,000 + 2,000) - 64,000) / 2 + 64,000) \times 6$
 最長支給単位期間の最初の月の給与支給日

(1箇月当たりの運賃等額)

新幹線	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	
バス	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	運賃等相当額を支給単
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	の月数で除して得た額
合計	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000	の合計額
(64,000円超)							
1箇月当たり	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	

VII 返納

通勤手当を支給されている職員に、その支給単位期間中に、離職その他の返納事由が生じた場合には、その支給単位期間の通勤手当について、その支給単位期間のうち返納事由発生後の期間に応じて、定期券を払い戻して得られることとなる額等の額を返納させるものとする。

- ※ 1 交通用具のみを使用して通勤する職員等の支給単位期間が1箇月の通勤手当については、制度的な返納は生じない。
- ※ 2 実際の定期券購入日及び通用期間にかかわらず、支給単位期間の初日において支給単位期間に相当する通用期間の定期券を購入したものとし、通勤手当が改正される月の前月の末日に当該定期券を払戻したものととして得られる額が返納額となる。
- ※ 3 ただし、バスに係る定期券（福島交通飯坂線含む）の場合は、実際に支給単位期間に相当する通用期間の定期券を購入しているか否かで払戻金相当額の算出方法が異なるので注意のこと。

1 返納事由

- (1) 受給要件の欠如等
 - ① 通勤手当の受給要件を欠くに至った場合
 - ② 離職、死亡した場合

- (2) 通勤経路等又は運賃等の額の変更
 - ① 通勤経路又は通勤方法を変更したことにより、通勤手当の額が改定された場合
 - ② 運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定された場合

- (3) 月の中途に休職、停職、専従休職、育休、大学院修学休業、外国政府等派遣、公益法人等派遣、自己啓発等休業又は配偶者同行休業となった場合であって、これらの期間が2以上の月にわたる場合

- (4) (3)の事由のほか、長期出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合

※ 定期券の価額により通勤手当を支給されている場合に、その支給単位期間中に当該基礎とされている通用期間の定期券の価額に改定があったときには、その支給単位期間に係る最後の月の末日を、「運賃等の額に変更があった日＝通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日」とみなし、次の支給単位期間に改定後の通勤手当の額を支給する。

(例) 支給単位期間が、4月～9月、6箇月定期券の価額（60,000円）

7月に当該6箇月定期券の価額が70,000円に改定されたとき

→ 9月までの支給単位期間中は従前の定期券が有効であると仮定して、額改定はすぐには行わない。

9月30日を事実発生日とみなし、10月からの通勤手当の額を70,000円に改定

2 返納額

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び自動車等の額の合計額が全額支給限度額（64,000円）以下であった場合

〔返納額〕

次に掲げる月（返納事由発生月）の末日に、定期券の払戻しをしたものとして得られる額（以下「払戻金相当額」という。）

- ① 1の(1)の場合（以下「支給要件欠如」という。）
 - … 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）
- ② 1の(2)の場合（以下「通勤経路等の変更」という。）
 - … 通勤手当の額が改定される月の前月
- ③ 1の(3)の場合（以下「月の中途からの休職等」という。）
 - … 休職等の期間の開始した月
- ④ 1の(4)の場合（以下「全日数通勤なし」という。）
 - … 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間がその月の前月の末日において予見しがたいことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月）

〔返納の対象となる交通機関等〕

- ① 通勤経路等の変更の場合（ただし、変更後に全額支給限度額（64,000円）を超えることとなる場合を除く。）
 - … 当該変更のあった交通機関等のみ
- ② ①以外の場合
 - … すべての交通機関等

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び自動車等の額の合計額が全額支給限度額（64,000円）超であった場合

〔返納額〕

- ① 一の交通機関等を利用する場合
 - … 次のa又はbのいずれか低い額
 - a 通勤手当額を支給単位期間の月数で除して得た額×支給単位期間の残月数
 - b 払戻金相当額
 - ※ 残月数とは、返納事由発生月の翌月から当該支給単位期間の最後の月までの月数をいう。
- ② 二以上の交通機関等を利用する場合又は併用職員の場合
 - … 次のa又はbのいずれか低い額
 - a 通勤手当額を最長支給単位期間の月数で除して得た額×最長支給単位期間の残月数
 - b 払戻金相当額と、次の①～③に掲げる額の合計額
 - ① 支給された通勤手当のうち未使用期間の定期券の価額
 - ② 回数乗車券等が最も経済的かつ合理的な交通機関等がある場合には、当該

回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額×残月数

◎ 当該職員の自動車等の額×残月数

〔返納対象となる交通機関等〕

通勤手当に係るすべての交通機関等

※1 各交通機関の払戻金相当額の算出式

〈参考：平成30年4月1日現在の標準的な算出式〉

→ 実際に返納が生じる場合は、個別に交通機関に確認すること。

(注) 通勤手当受給職員が通勤経路又は通勤方法を変更し通勤手当額が増額改定される場合で、15日以内の届出が遅れたことによって従前の認定による手当が支給された場合は、手数料を0円とする。

① J R 東日本、阿武隈急行、会津鉄道

払戻額 = 券面金額 - 経過期間に対応する定期券代 - 手数料220円

※ 経過期間：1 箇月 1 箇月定期券代
 2 箇月 1 箇月定期券代×2
 3 箇月 3 箇月定期券代
 4 箇月 3 箇月定期券代 + 1 箇月定期券代
 5 箇月 3 箇月定期券代 + 1 箇月定期券代×2

例) 「認定：J R 定期券 支給単位期間：6 箇月 支給月：5 月・11 月

⇒4 月から通勤手当認定変更」の場合

→11 月1 日～4 月30 日まで有効の6 箇月定期券を3 月31 日に払戻したものと計算

払戻額 = 6 箇月定期券代 - (3 箇月定期券代 + 1 箇月定期券代 × 2) - 220 円

② J R バス東北、福島交通（路線バス、飯坂線）、新常磐交通、会津乗合自動車、磐梯東都バス

払戻額 = 券面金額 - (片道運賃 × 2 × 使用日数[※]) - 手数料500円

※ 勤務日数ではないことに注意すること。

例) 「認定：福島交通バス 支給単位期間：6 箇月 支給月：5 月・11 月⇒4 月から通勤手当認定変更」の場合

→11 月1 日～4 月30 日まで有効の6 箇月定期券を3 月31 日に払戻したものと計算

(6 箇月定期87,450 円 片道運賃450 円)

払戻額 = 87,450 円 - (450 円 × 2 × 151 日) - 500 円 = △48,950 円

※この場合返納額はゼロになる。

※2 バス（福島交通飯坂線含む）を利用する職員の通勤手当の払戻金相当額の取扱い
（「バスを利用する職員の通勤手当の払戻金相当額の取扱いについて」（平成19年3月1日
付け18教総第1364号教育長通知）参照）

現に支給単位期間に相当する通用期間の定期券以外の定期券や回数券等を購入して
いる場合（たとえば、支給単位期間は6箇月だが、6箇月定期を購入せずノルカ回数
券を利用して通勤したり、3箇月の定期券を購入したりしている場合）に適用される。

ア 3箇月定期券を現に購入している場合

(ア) 経過期間が1箇月又は2箇月の場合

払戻金相当額 = 最長の定期券の価額 - (3箇月定期券の価額 - 3箇月定期券の払
戻額)

(イ) 経過期間が3箇月の場合

払戻金相当額 = 最長の定期券の価額 - 3箇月定期券の価額

(ウ) 経過期間が4箇月又は5箇月の場合

払戻金相当額 = 最長の定期券の価額 - (3箇月定期券の価額 + (3箇月定期券の
価額 - 3箇月定期券の払戻額))

なお、福島交通（路線バス、飯坂線）利用職員で、2箇月、4箇月、5箇月定期を現
に購入している場合の払戻金相当額については、上記アにならい、最長の定期券の価額
から現に購入した定期券の運賃等を基礎として算出した額を差し引いた額とする。

例) 「認定：福島交通飯坂線 支給単位期間：6箇月 支給月：6月・12月

購入：4箇月定期券 ⇒4月から通勤手当認定変更」の場合

→12月1日～3月31日まで有効の4箇月定期券を3月31日に払戻したものと計算

(4箇月定期45,050円、6箇月定期63,180円、片道運賃330円)

払戻金相当額 = 最長の定期券の価額 - 4箇月定期券の価額

= 63,180円 - 45,050円 = 18,130円

イ ア以外の場合

払戻金相当額 = 最長の定期券の価額 - 1箇月定期券の価額 × 経過期間

(具体例)

1 決定内容等	(参考)
○ バス片道200円区間	6箇月定期券 38,880円
○ 支給単位期間：6箇月	3箇月定期券 20,520円
○ 通勤手当額：38,880円	1箇月定期券 7,200円
2 返納額計算	払戻手数料 500円
(1) 2箇月後に返納が生じた場合	
① 3箇月定期券を購入している場合	
定期券の払戻額：	
$20,520円 - 200円 \times 2 \times 61日 - 500円 = \blacktriangle 4,380円$ (→0円となる)	
$38,880円 - 20,520円 = \underline{18,360円}$	
② 1箇月定期券を購入している場合	
$38,880円 - 7,200円 \times 2 = \underline{24,480円}$	
(2) 4箇月後に返納が生じた場合	
① 3箇月定期券を購入している場合	
定期券の払戻額： $20,520円 - 200円 \times 2 \times 31日 - 500円 = 7,620円$	
$38,880円 - 20,520円 - (20,520円 - 7,620円) = \underline{5,460円}$	
② 1箇月定期券を購入している場合	
$38,880円 - 7,200円 \times 4 = \underline{10,080円}$	

3 返納額の処理

(1) 返納は、予算主管課（市町村立学校にあっては、教育事務所長）が、納入通知書を発行することによって行うものとする。

ただし、返納に係る通勤手当を支給した同一年度内においては、返納額を返納事由発生月の翌月以降の給与から一時に差し引くことができる。

(2) 給与から差し引く場合は、「特例計算通知書1」により返納額（マイナスの額）を入力することにより差し引くものとする。

ただし、給与等支給総額（通勤手当を除く。）から法定控除金（所得税、住民税、共済組合掛金、互助団体短期掛金）の総額を控除した後の額の1/4を超える給与等の返納をする場合には「特例計算通知書1」により返納額を差し引くことはできないので、(1)による手処理返納となる。

※ 通勤手当の支給を受けている職員について、その支給単位期間内に所属異動があった場合、会計間異動があった場合でも、返納事由が生じない限り（通勤の事情に変更がない場合）、通勤手当の返納の必要はない。

○ 具体的な返納の例

- 1 支給要件欠如、月の中途からの休職等、全日数通勤なしの場合(P24の2の(1)の①、③、④の場合)

(1箇月当たり64,000円以下の例)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
JR	6月定期券：93,750						(支給単位期間6箇月)
バス	3月定期券：29,750(@290)			3月定期券：29,750			(支給単位期間3箇月)
手当支給額	123,500			29,750			

☆4月支給額 123,500円

☆7月支給額 29,750円

(払戻対象交通機関等)：すべての交通機関等→JR、バス

(返納事由発生月)：月の中途からの休職等の場合に該当
育児休業を開始した月の末日(6月30日)

(返納額)：返納事由発生月の末日における払戻金相当額

JR：93,750(6箇月) - 53,820(3箇月) - 220(手数料) = 39,710円

バス：4月～6月までの分については返納なし、7月～9月分は7月に支給しない。

合計：**39,710円**を返納

(1箇月当たり64,000円超の例)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	3月定期券：210,000			3月定期券：210,000			(支給単位期間3箇月)
バス	6月定期券：72,000(@370)						(支給単位期間6箇月)
手当支給額	438,000						

☆4月支給額 438,000円 = (((70,000 + 12,000) - 64,000) / 2 + 64,000) × 6

(払戻対象交通機関等)：すべての交通機関等→新幹線、バス

(返納事由発生月)：支給要件欠如の場合に該当

離職という事由が生じた日の属する月の末日(6月30日) ※返納事由発生月の末日で払戻しを受けたものとして算出する

(返納額)：次の①又は②のいずれか低い額

①：73,000(438,000/6) × 3 = 219,000円

②：a 払戻金相当額 バス 72,000 - (@370 × 2 × 91日) - 500(手数料)
= 4,160円 (現に支給単位期間に相当する通用期間のバス定期券(6月定期券)を購入している場合)

b 未使用定期券の価額 新幹線 210,000円(3箇月)

a + bの合計 214,160円

① > ②のため、**214,160円**を返納

2 通勤経路等の変更の場合 (P24の2の(1)の②の場合)

(1 箇月当たり64,000円以下の例)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
JR	6月定期券：93,750						(支給単位期間6箇月)
バス	3月定期券：36,000(@370)			3月定期券：36,000			(支給単位期間3箇月)
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	(支給単位期間1箇月)
手当支給額	131,750	2,000	2,000	38,000	2,000	2,000	

☆4月支給額 131,750円 (6箇月定期93,750円+3月定期券36,000円+自転車2,000円)

7月支給額 38,000円 (3月定期券36,000円+自転車2,000円)

5月、6月、8月、9月の各月支給額 2,000円

※ バス → 阿武隈急行に変更

(払戻対象交通機関等)：変更のあった交通機関等→バス

(返納事由発生月)：通勤経路の変更等の場合に該当

通勤手当の額が改定される月の前月の末日 (6月30日)

(返納額)：返納事由発生月の末日に定期券の払戻しをしたものとして得られる額

バス：4月～6月までの分については返納なし。7月～9月分は7月に支給しない。

⇒返納額は生じない。

(参考) 阿武隈急行の支給単位期間は7月～12月となり、通勤区間の6箇月定期券の価額に相当する額を通勤手当として7月に支給する。

7月には他に自転車の通勤手当額2,000円も支給される。

(1 箇月当たり64,000円超の例)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	3月定期券：210,000			3月定期券：210,000			(支給単位期間3箇月)
バス	6月定期券：36,000(@190)						(支給単位期間6箇月)
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	(支給単位期間1箇月)
手当支給額	426,000						

☆4月支給額 426,000円 = (((70,000 + 6,000 + 2,000) - 64,000) / 2 + 64,000) × 6

※ バス → 自転車に変更

(払戻対象交通機関等)：すべての交通機関等→新幹線、バス、自転車

(返納事由発生月)：通勤経路の変更等の場合に該当

通勤手当の額が改定される月の前月の末日 (6月30日)

(返納額)：次の①又は②のいずれか低い額

①：71,000(426,000/6)×3 = 213,000円

②：a 払戻金相当額

バス 36,000 - (@190 × 2 × 91日) - 500(手数料) = 920円 (現に支給単位期間に相当する通用期間のバス定期券(6月定期券)を購入している場合)

b 未使用定期券の価額 新幹線 210,000(3箇月)

c 自転車の額×残月数 2,000×3 = 6,000

a + b + c の合計 216,920円

① < ② のため、**213,000円**を返納

(参考) 額改定後の通勤手当に係る1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び自動車等の額の合計額が64,000円を超えるため、7月から3箇月の支給単位期間に係る通勤手当を7月に支給することになる。

(1 箇月当たり64,000円超のとき運賃等の額の変更があった場合の例)

	運賃等の額変更(5月1日)			返納事由発生月の末日(6月30日)			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	3月定期券: 210,000			3月定期券: 210,000			(支給単位期間3箇月)
バス	6月定期券: 36,000(@190)						(支給単位期間6箇月)
自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	(支給単位期間1箇月)
手当支給額	426,000						

☆4月支給額 426,000円 = (((70,000 + 6,000 + 2,000) - 64,000) / 2 + 64,000) × 6

※ 新幹線の運賃額の改定(3箇月定期券の額 210,000円→220,000円 に変更)

(払戻対象交通機関等): すべての交通機関等→新幹線、バス、自転車

(返納事由発生月): 通勤経路の変更等の場合の特例

額改定された定期券に係る支給単位期間の最後の月の末日を事実の生じた日とみなす。

(返納額): 次の①又は②のいずれか低い額

①: 71,000(426,000/6) × 3 = 213,000円

②: a 払戻金相当額

バス 36,000 - (@190 × 2 × 91日) - 500(手数料) = 920円 **(現に支給単位期間に相当する通用期間のバス定期券(6月定期券)を購入している場合)**

b 未使用定期券の価額 新幹線 210,000(3箇月)

c 自転車の額×残月数 2,000×3 = 6,000

a + b + c の合計 216,920円

① < ② のため、**213,000円**を返納

(参考) 額改定後の通勤手当に係る1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び自動車等の額の合計額が64,000円を超えるため、7月から6箇月の支給単位期間(バスの支給単位期間が最長であるため)に係る通勤手当を7月に支給することになる。

Ⅷ 通勤の確認等

1 確認の方法

- (1) 新幹線鉄道等利用職員（新幹線を利用する職員、特別急行列車等を利用する職員、高速自動車国道等を利用する職員）以外の職員
定期券等の提示を求め、通勤の実情を聴取し、又は実地に調査する等の方法により確認する。
- (2) 新幹線を利用する職員及び特別急行列車等を利用する職員（以下「新幹線等利用職員」という。）
通勤用新幹線定期券（以下「F R E X」という。）の提示又は1箇月分の特別急行料金等の回数券、特急券等（以下「特急券等」という。）の提出を求め、利用期間、利用料金額及び利用区間等の記載内容を確認するとともに、当該F R E Xの写し又は特急券等を5年間保存する。
※ モバイルSuica定期券の場合は、「利用明細書（領収書）」（パソコンのモバイルSuica会員メニューサイトからダウンロード・印刷）の提出を求めること。
- (3) 高速自動車国道等を利用する職員（以下「高速自動車国道等利用職員」という。）
1箇月分の高速自動車国道等利用料金の領収書の提出を求め、利用月日、利用料金額及び出入口インターチェンジ等の記載内容を確認するとともに、当該領収書を5年間保存する。
なお、ETCシステム利用職員については、領収書に代えて利用明細等の提出を求め、利用月日、利用料金額及びインターチェンジ等の記載内容を確認するとともに、当該利用明細を保存する。ただし、利用明細に記載されない利用があった場合は、当該利用に係る料金の請求書等の提示を求め、その記載内容を確認するとともに、当該請求書等の写しを5年間保存する。

2 高速自動車国道等利用職員の支給方法の特例

上記の確認の結果、高速自動車国道等利用職員の高速自動車国道等を利用しない日数が、1月の勤務を要する日のうち7日（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員にあっては、7日に、平均1箇月当たりの通勤所要回数を21回で除して得た数を乗じて得た日数とし、1日未満の端数については切り上げるものとする。以下同じ。）を超えるときは、その支給単位期間の次の支給単位期間から高速自動車国道等利用職員以外の職員とした場合における通勤手当を支給するものとし、高速自動車国道等を利用しない日数が1月の勤務を要する日のうち7日以内となったときは、その支給単位期間の次の支給単位期間から高速自動車国道等利用職員とした場合における通勤手当を支給するものとする（7日ルール）。

ただし、異動等に伴い次の支給単位期間（翌月）から通勤手当の認定が変更され、又は通勤手当の支給終了となり、前記調整ができないこととなる場合は、当該支給単位期間（当月）に支給した手当額のうち、高速自動車国道等利用職員とした場合における通勤手当額と高速自動車国道等利用職員以外の職員とした場合における通勤手当額の差額を返納するものとする。

なお、教員の勤務の特殊性等を踏まえ、7月1日から9月30日までの間を引き続き学校に勤務する教育職員（教育職給料表、小・中学校教育職給料表、高等学校教育職給料

表が適用される職員)については、当該3箇月における勤務を要する日のうち高速自動車国道等を利用しない平均1箇月当たりの日数が7日を超えないときは、当該3箇月については、7日ルールは適用しない(当該3箇月のうち、出張、休暇、欠勤その他の事由により、初日から末日までの全日数を通勤しないこととなる月があった場合は除く)(教育職員に係る7日ルールの特例)。

3 新幹線等利用職員の支給方法の特例

上記の確認の結果、新幹線等利用職員が、常例として当該新幹線等を利用していないと認められるときは、当該月の末日において通勤手当の支給額を改定し、翌月から新幹線等利用職員以外の職員としての支給単位期間にかかる通勤手当を支給する。

なお、通勤方法の変更等で翌月からの調整が行えない場合は当月調整を行うこと。

(当月調整が必要となる具体例)

1 異動等により翌月から通勤方法等が変わる場合で、当月において7日を超えて高速自動車国道等を利用しない場合

【事例1】

- 福島飯坂IC～須賀川IC利用(公署は須賀川市)
- 3月5日に会津若松方面への遠隔地内示が出された(4月1日発令)
- 3月25日に引っ越しをして、その後須賀川市内のホテルから3月31日まで通勤した。その結果、引っ越しをする前に3日高速道路を利用しない日があったために、合計8日利用しないこととなった。

2 月の途中で次の事由が発生した場合(ただし、将来に渡って通勤方法等が変更される場合に限る。)で、変更となるまでの間において7日を超えて高速自動車国道等を利用しない場合

【事例2】

- 郡山IC～いわき中央IC利用(公署はいわき市)
- 3月15日にいわき市へ転居したため、通勤手当終了届が提出された。
- 3月15日までに高速道路を利用しない日数は8日あった。

4 高速道路等を利用しなかった日数が7日を超えた場合の処理

(1) 7日を超えた場合の取扱い

① 一般職員（再任用短時間勤務職員以外）の場合

高速道路利用職員の高速道路を利用しなかった日数が、1月の勤務を要する日のうち7日を超えるとときは、その月の翌月から新幹線鉄道等を利用しない職員と決定し、高速道路を利用しない場合の通勤経路及び方法による通勤手当を支給する。

なお、上記の場合において、教育職員に係る7日ルールの特例を適用する場合は10月に減額分を追給する。

＜7日を超えた場合の例＞

例) 高速道路通勤者（ETC利用の場合、片道利用料金：600円）

- ・高速道路利用の場合の手当額 61,709円（高速料金600円、使用距離54km）
- ・高速道路を利用しない場合の手当額 41,800円（通勤距離56km）

☆高速道路を利用しない日数（往復の領収書・利用明細等がない日）

7月…3日

8月…10日

9月…2日

この場合、8月に高速道路を利用しない日が7日を超えているので、9月に高速道路を利用しない場合の手当額（41,800円）が支給されることとなる。

なお、高速道路を利用しない平均1箇月当たりの日数が7日を超えないため、教育職員の場合は10月に減額分（19,909円）を追給する。

② 再任用短時間勤務職員の場合

高速道路利用職員の高速道路を利用しなかった日数にかかる「7日ルール」の当該職員への適用にあたっては、7日を次の日数と読み替えて適用する。

○ $\frac{7日 \times \text{平均1か月当たりの通勤所要回数}}{21日}$ （1日未満の端数切り上げ）

※ 平均1か月当たりの通勤所要回数：運用基準第3の1の(2)の(注)の(ホ)参照

(2) 7日の数え方について

① 高速道路利用の場合

利用しない日数 = 週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日を除き、
定されている高速道路利用区間の往復の領収書がない日数

なお、高速自動車国道等利用職員が、次のアからウに掲げる場合は、高速自動車国道等を利用した日とする。

ア 出張・研修等公務上の都合によりやむを得ず決定区間における同経路上において、異なる区間を利用した場合

（例）高速自動車国道 会津若松IC～郡山IC間を決定された職員の場合

- ・ 会津若松IC～磐梯熱海IC間を利用した場合
⇒ 決定区間と同経路の利用があるため、利用した日に数える。
- ・ 福島IC～二本松IC間を利用した場合
⇒ 決定区間と異なる経路の利用のため、利用した日に数えない。

イ 同日中ではないが、決定区間の往復利用があった場合(片道の利用が勤務を要する日以外になる場合を含む。)

(例1) 宿泊を伴う出張のため2日にわたって高速自動車国道を往復利用した場合
4/15 (金) 自宅→高速道利用(片道)→公署→出張(泊)
4/16 (土) 出張先→公署→高速道利用(片道)→自宅 ※週休日
⇒ 15日は利用した日1日と数える

(例2) 交流会に参加したため2日にわたって高速自動車国道を往復利用した場合
4/14 (木) 自宅→高速道利用(片道)→公署→交流会→交通機関利用→自宅
4/15 (金) 自宅→交通機関利用→公署→高速道利用(片道)→自宅
⇒ 14日及び15日のうち、利用した日1日(利用しなかった日1日)と数える

ウ 事故・積雪等による通行止めにより、決定区間を利用できなかった場合(ただし、認定区間の一部利用がある場合のみとする。)

なお、全面通行止めの場合は、職員課長(市町村立学校長にあつては、教育事務所長)に協議すること。

② 新幹線利用の場合

7日ルールは適用されないが、1月のうち勤務を要する日の過半において新幹線を利用しなかったため、新幹線を常例として利用していると認められないときは、在来線利用職員として決定すること。

(3) 通勤届の整理及び電算入力

下記例により通勤手当決定簿の裏面の「高速自動車国道等利用職員の高速自動車国道等を利用しない日数が1月のうち7日を超える状況」欄を整理し、給与マスター基本(修正)通知書6-1により電算入力する。

なお、教育職員については、7月、8月において高速道路を利用しない日数がそれぞれ7日を超える場合は翌月に減額調整したうえ、9月末に利用実績を確認した結果、7日ルールの特例を適用しない場合のみ通勤手当決定簿を整理すること。

<令和5年8月に7日を超え、令和5年9月に7日を超えなくなった場合の例>

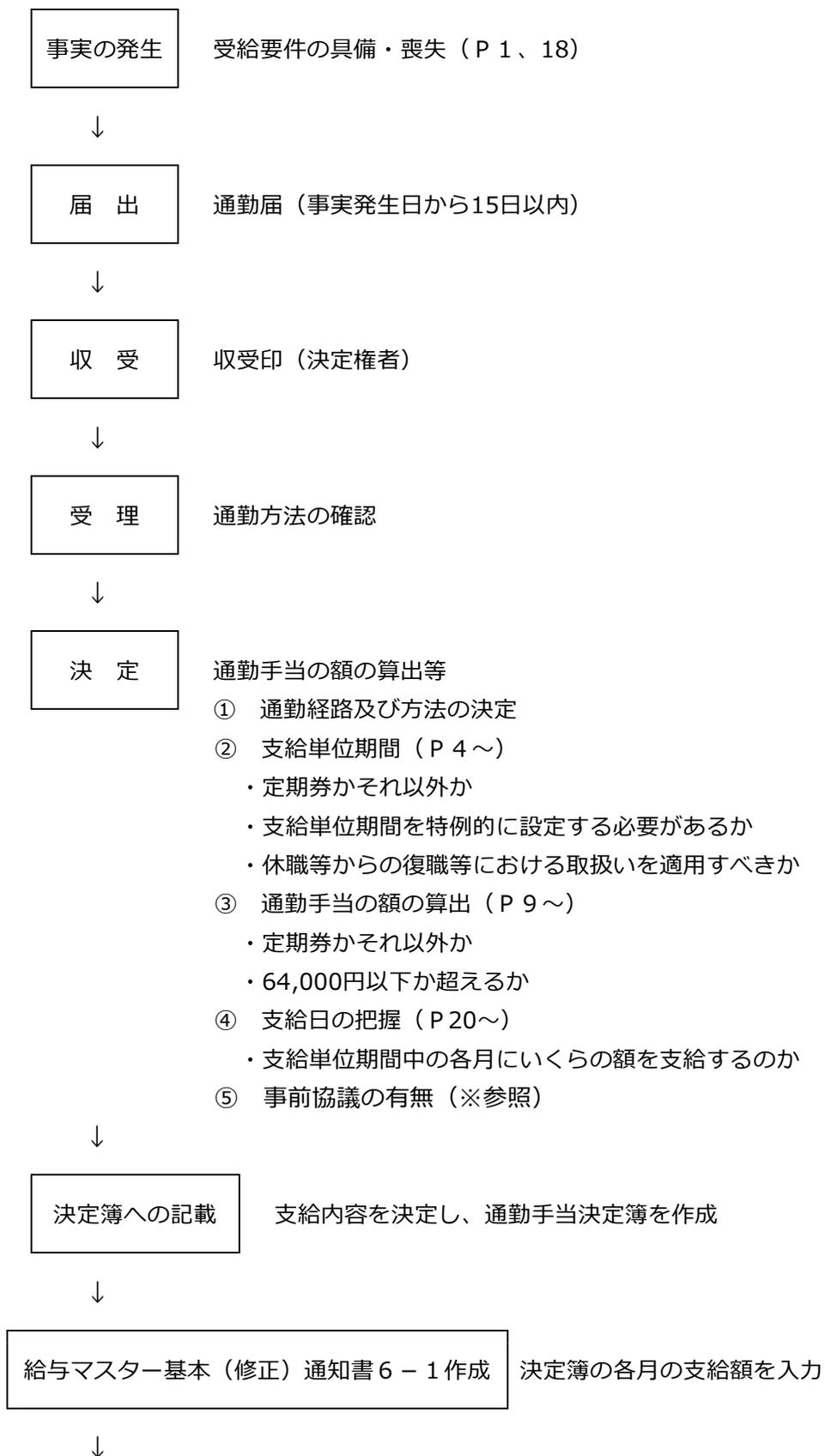
7日を超えた年月	決定権者確認欄	電算通知年月
5・8		5・9
5・9より超えないこととなる		5・10

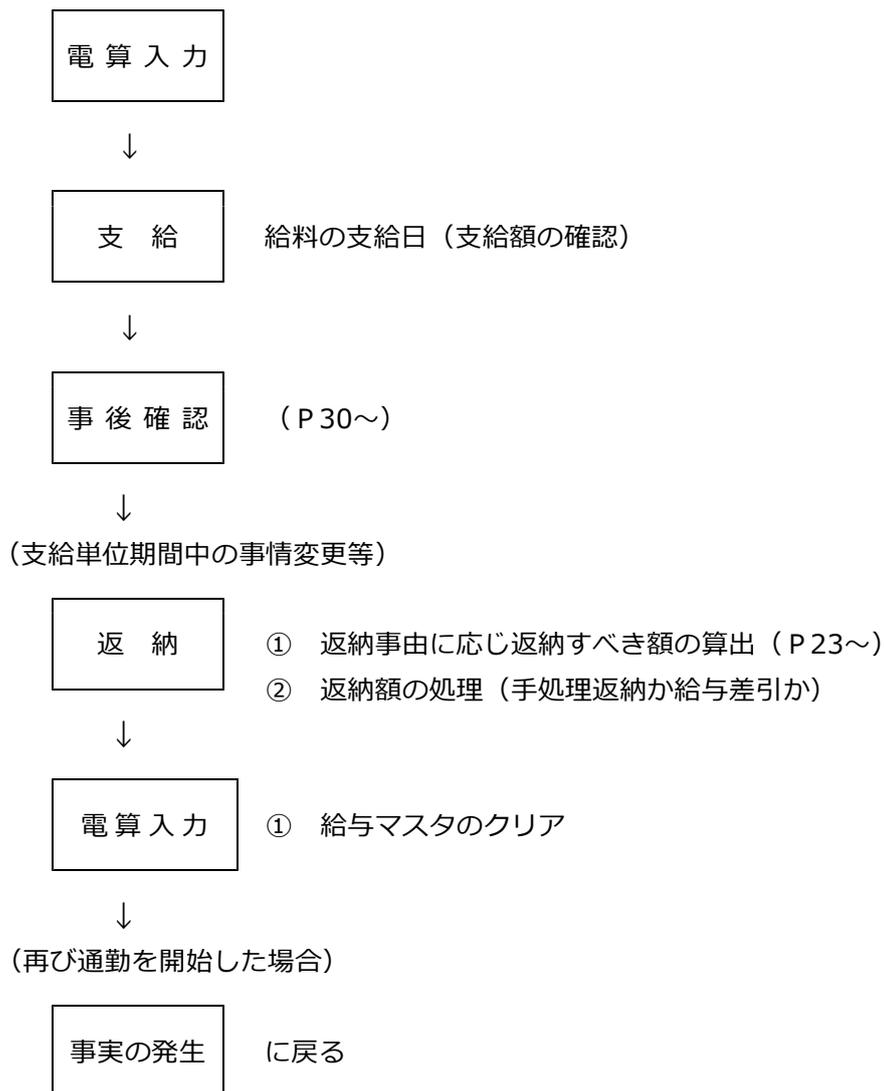
→ 5年9月に高速道路を利用しない場合の手当額を入力

→ 5年10月に高速道路を利用した場合の手当額を入力

Ⅹ 具体的な事務の流れ

1 通勤手当の決定の流れ





※ 事前協議

職員課長、教育事務所長へ協議を要する場合がある。

- 新幹線等の運行ダイヤからは通勤時間が30分以上短縮されることが確認できないが、新幹線等を利用することにより得られる通勤事情の改善が通勤時間の30分以上短縮に相当すると認められる場合。
- 高速自動車国道等利用職員で、「高速自動車国道等利用職員の通勤手当の決定について」（平成14年3月26日付け14教総号外総務課長通知）に掲げる要件を満たさない場合。
- 定年退職等以外の事由により、特例的に支給単位期間を定める場合

なお、協議書に添付する通勤届の写しについては、44ページに掲げる所属での確認を行ったものとする。

2 具体的な事例

【事例1 白河から福島（県庁）へ通勤する場合】

通勤の事実発生日： 4月1日

通勤経路： 住居 →^(バス3km) 新白河駅 →^(新幹線) 福島駅 →^(徒歩) 県庁

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	3月定期券：218,080			3月定期券：218,080			(最長支給単位期間
バス	6月定期券：49,900(@220)						6箇月)
手当支給額	435,030						

☆4月支給額 435,030円 $\left(\frac{((72,693\frac{1}{3}+8,316\frac{2}{3})-64,000)}{2}+64,000\right)\times 6$

※ここで1円未満の端数が出る場合には切捨て

(1箇月当たりの運賃等額)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	72,693 $\frac{1}{3}$	運賃等相当額を支給単					
バス	8,316 $\frac{2}{3}$	位期間の月数で除した合					
合計	81,010	81,010	81,010	81,010	81,010	81,010	計額(64,000円超)

- 決定簿の記載例：38ページのとおり。
- 給与マスター基本（修正）通知書6-1の記載例：42ページのとおり。

↓

◆ 通勤方法、経路の変更

7月31日に白河市内で転居し、バスを利用せず自転車を使用することとなった。

⇒ 返納及び新しい支給単位期間の決定が生じる。

通勤経路： 住居 →^(自転車3km) 新白河駅 →^(新幹線) 福島駅 →^(徒歩) 県庁

返納事実発生日の末日(7月31日) 経路変更日(8月1日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
新幹線	3月定期券：218,080			3月定期券：218,080			(最長支給単位期間
バス	6月定期券：49,900(@220)						6箇月)
手当支給額	435,030						

- ◇ 払戻対象交通機関等： すべての交通機関等
新幹線、バス
- ◇ 返納事由発生日： 通勤経路の変更等の場合に該当
通勤手当の額が改定される月の前月の末日(7月31日)
- ◇ 返納額： 次の①又は②のいずれか低い額
 - ①： $72,505(435,030/6)\times 2 = 145,010$ 円
 - ②： a 払戻金相当額

バス 49,900 - (@220×2×122日) - 500(手数料) = △4,280

(この場合は払戻金相当額はゼロ、現に支給単位期間に相当する通用期間のバス定期券(6月定期券)を購入している場合)

新幹線 218,080 - 76,500(1月定期券) - 220 = 141,360

① > ②のため、**141,360円**を返納

◇ 決定簿の記載例： 39ページのとおり。

◇ 通勤手当の額を改定すべき事実の生じた日： 8月1日

◇ 新たな支給単位期間の開始月： 8月

◇ 新たな支給単位期間 : 新幹線 3箇月
自転車 1箇月

新たな支給単位期間の開始日(8月1日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
新幹線	3月定期券：218,080			支給&返納	3月定期券：218,080			3月定期券
バス→自転車	6月定期券：49,900			支給&返納	2,000	2,000	2,000	2,000
手当支給額	435,030				208,038			208,038

☆7月返納額 141,360円

☆8月支給額 208,038円

$((72,693_{1/3} + 2,000) - 64,000) / (2 + 64,000) \times 3$

※ここで1円未満の端数が出る場合には切捨て

(1箇月当たりの運賃等額)

新幹線					72,693 _{1/3}	72,693 _{1/3}	運賃等相当額を支給単位 期間の月数で除した合計
バス→自転車					2,000	2,000	
合計					74,693 _{1/3}	74,693 _{1/3}	額(64,000円超)

◇ 決定簿の記載例： 40ページのとおり。

◇ 給与マスター基本(修正)通知書6-1の記載例： 41ページのとおり。

※ この場合、8月の給与において返納額を差引支給することも可能。

その場合には、特例計算通知書1により返納額を入力する。

特例計算通知書の記載例： 41ページのとおり。

記載例（通勤方法変更前）

第2号様式

通勤手当決定簿

(年 月 日作成)

勤務公署名		県立〇〇高等学校				所属コード				事実発生年月日				令和 4 年 4 月 1 日					
職名		教諭		氏名		△△ △△		職員番号				受理年月日				令和 4 年 4 月 1 日			
平均1箇月当たりの通勤所要回数 21回 (通常勤務の職員：21回、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等：運用基準第3の1(注)の(オ)による回数)																			
交 通 機 関 等 利 用 者	1 改正	算出の基礎となる交通機関等 交通機関等の名称		利用区間	定期券回数 定期券 回数券 その他	運賃等相当額等		1箇月当たりの 運賃等相当額等	支給の始期等				支給月 (支給月に○を付す)				備 考		
		バス(〇〇交通)				××～ 新白河駅前	定期券		49,900 円 (6 箇月)	円	8,316(2/3) 円	令和 年 月 から 令和 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12						
	2 改正	新幹線		新白河～ 福島	定期券	218,080 円 (3 箇月)	円	72,693(1/3) 円	令和 年 月 から 令和 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12									
						(箇月)	円	円	令和 年 月 から 令和 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12									
	3 改正					(箇月)	円	円	令和 年 月 から 令和 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12									
						(箇月)	円	円	令和 年 月 から 令和 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12									
	4 改正					(箇月)	円	円	令和 年 月 から 令和 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12									
						(箇月)	円	円	令和 年 月 から 令和 年 月 まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12									
	交通用具		自動車等交通用具の額 (片道の使用距離 km)				円	円	令和 年 月 から 令和 年 月 まで										
			(支給規則第21条の5に規定する額)				円	円	令和 年 月 から 令和 年 月 まで										
			<input type="checkbox"/> 併用職員に係る2区間の自動車等及び自転車の使用による調整				改正	円	円	令和 年 月 から 令和 年 月 まで									
	1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額								81,010 円	年 月 日改正				円					
	1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が 64,000円を超えるとき						別紙※1の額 (72,505 円) × (6 箇月) = 435,030 円		令和4年 4月 から 令和 年 月 まで				1 2 3 ④ 5 6 7 8 9 ⑩ 11 12						
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	電算通知年月				
	支給額		435,030 円	0円	0円	0円	0円	0円	435,030円	0円	0円	0円	0円	0円	4年 4月				
	年月日改正		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月				
条 例 第 1 0 条 第 1 項 該 当 理 由								給与条例第10条及び同条に基づ く人事委員会規則の規定に従い、 上記のとおり確認し決定する。 年 月 日 福島県教育委員会				支給決定欄 改正欄		決定権者 課 員 担当者					
通勤距離		■2km以上 <input type="checkbox"/> 2km未満 身体障害		通勤方法		■交通機関等 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 交通機関等+自転車 <input type="checkbox"/> 交通機関等+原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 交通機関等+自動車		新幹線鉄道等		□新幹線鉄道等以外 □新幹線 □在来線特急等 □高速自動車国道等									

38

記載例（通勤方法変更前）

（裏面）

高速自動車国道等利用職員の高速自動車国道等を利用しない日数が1月のうち7日を超える状況

7日を超えた年月	決定権者確認欄	電算通知年月									
・		・	・		・	・		・	・		・
・		・	・		・	・		・	・		・
・		・	・		・	・		・	・		・

	返納事由（該当項目に✓）	返納事由発生年月	返納対象交通機関等	払戻金相当額の合計額（=返納額）	戻入（電算通知）年月	決定権者	課員	担当者
1	<input type="checkbox"/> 支給終了、離職等 <input type="checkbox"/> 通勤経路・方法の変更 <input type="checkbox"/> 休職、育休等が2月以上にわたる場合 <input type="checkbox"/> 月の全日数通勤がない場合	年 月		円	年 月	決定権者		
2	<input type="checkbox"/> 支給終了、離職等 <input type="checkbox"/> 通勤経路・方法の変更 <input type="checkbox"/> 休職、育休等が2月以上にわたる場合 <input type="checkbox"/> 月の全日数通勤がない場合	年 月		円	年 月	決定権者		
1	1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が64,000円を超えていた場合の返納額	返納事由（該当項目に✓）	払戻金相当額	141,360 円	令和4年 8 月	決定権者		
		<input type="checkbox"/> 支給終了、離職等 <input checked="" type="checkbox"/> 通勤経路・方法の変更 <input type="checkbox"/> 休職、育休等が2月以上にわたる場合 <input type="checkbox"/> 月の全日数通勤がない場合	未使用定期券の価額	円				
			残月数の自動車等の額	円				
			上記の合計額（b）	141,360 円				
	1箇月当たりの通勤手当額×最長支給単位期間の残月数 (a) 145,010 円		(a)又は(b)いずれか低い額（返納額）	141,360 円				
2	1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が64,000円を超えていた場合の返納額	返納事由（該当項目に✓）	払戻金相当額	円	年 月	決定権者		
		<input type="checkbox"/> 支給終了、離職等 <input type="checkbox"/> 通勤経路・方法の変更 <input type="checkbox"/> 休職、育休等が2月以上にわたる場合 <input type="checkbox"/> 月の全日数通勤がない場合	未使用定期券の価額	円				
			残月数の自動車等の額	円				
			上記の合計額（b）	円				
	1箇月当たりの通勤手当額×最長支給単位期間の残月数 (a) 円		(a)又は(b)いずれか低い額（返納額）	円				

（備考）

1箇月当たりの通勤手当額 = 432,030 ÷ 6月 = 72,005円

(a) 72,505 × 2月 = 145,010円

(b) バスの払戻金相当額 = 49,900 - (220 × 2 × 122日) - 500(手数料) = △4,280 → ゼロ

新幹線の払戻金相当額 = 218,080円(3箇月) - 76,500円(1箇月) - 220円(手数料) = 141,360円

記載例（通勤方法変更後）

第2号様式

通勤手当決定簿

(年 月 日作成)

勤務公署名		県立〇〇高等学校				所属コード				事実発生年月日		令和 4年 8月 1日							
職名		教諭		氏名		△△ △△		職員番号				受理年月日		令和 4年 8月 2日					
平均1箇月当たりの通勤所要回数 21回 (通常勤務の職員：21回、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等：運用基準第3の1(注)の(わ)による回数)																			
40 通勤 者 利 用 等 関 連 機 関	交通 機 関	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数 数券その 他の別	運賃等相当額等		1箇月当たりの 運賃等相当額等	支給の始期等			支給月 (支給月に○を付す)				備 考				
		交通機関等の名称			利用区間											定期券	回数券 其他		
	1	新幹線	新白河～ 福島		定期券	218,080円 (3箇月)	円	72,693(1/3)円	令和 令和	年 年	月 月	から まで	1 7	2 8	3 9	4 10	5 11	6 12	
	改正					円 (箇月)	円	円	令和 令和	年 年	月 月	から まで	1 7	2 8	3 9	4 10	5 11	6 12	
	2					円 (箇月)	円	円	令和 令和	年 年	月 月	から まで	1 7	2 8	3 9	4 10	5 11	6 12	
	改正					円 (箇月)	円	円	令和 令和	年 年	月 月	から まで	1 7	2 8	3 9	4 10	5 11	6 12	
	3					円 (箇月)	円	円	令和 令和	年 年	月 月	から まで	1 7	2 8	3 9	4 10	5 11	6 12	
	改正					円 (箇月)	円	円	令和 令和	年 年	月 月	から まで	1 7	2 8	3 9	4 10	5 11	6 12	
	4					円 (箇月)	円	円	令和 令和	年 年	月 月	から まで	1 7	2 8	3 9	4 10	5 11	6 12	
	改正					円 (箇月)	円	円	令和 令和	年 年	月 月	から まで	1 7	2 8	3 9	4 10	5 11	6 12	
交通 用具	自動車等交通用具の額 (片道の使用距離 3 km) (支給規則第21条の5に規定する額)					2,000円		令和 令和			年 年			月 月			から まで		
	□ 併用職員に係る2区間の自動車等及び自転車の使用による調整					円		令和 令和			年 年			月 月			から まで		
1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額						74,693円		年 月 日改正			円								
1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が 64,000円を超えるとき				別紙※1の額 (69,346円) × (3箇月) = 208,038円		令和 3年 8月 から			令和 年 月 まで			1 ② 3 4 ⑤ 6		7 ⑧ 9 10 ⑪ 12					
支 給 額		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	電算通知年月					
年 月 日改正		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	4年 8月					
条 例 第 1 0 条 第 1 項 該 当 理 由								給与条例第10条及び同条に基づ く人事委員会規則の規定に従い、 上記のとおり確認し決定する。 年 月 日 福島県教育委員会				支給 決定 欄	決定権者	課 員		担当者			
通 勤 距 離	■2km以上 □2km未満 身体障害	通 勤 方 法	□交通機関等 □自転車 □原動機付自転車 □自動車 □交通機関等+自転車 □交通機関等+原動機付自転車 ■交通機関等+自動車			新 幹 線 鉄 道 等	□新幹線鉄道等以外 ■新幹線 □在来線特急等 □高速自動車国道等						改正 欄						

(36ページの入力記載例)

区分	通 勤 手 当																																														
	通勤方法		4月					5月					6月					7月					8月					9月																			
	コード	距離数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56									
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56						
1	1	1	0	0	0	4	3	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

通 勤 手 当																												「自」年月			「至」年月																
10月					11月					12月					1月					2月					3月					年号	年	月	年号	年	月												
57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	101	102	103		
4	3	5	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	4							

↑支給のない月はゼロ入力すること。

※区分2、区分3も忘れずに入力すること

(37ページの入力記載例)

↓自年月以前の月も含め1年分入力すること

→ 実際の支給はここから

区分	通 勤 手 当																																														
	通勤方法		4月					5月					6月					7月					8月					9月																			
	コード	距離数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56									
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56						
1	1	5	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	8	0	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	8	0	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

通 勤 手 当																												「自」年月			「至」年月																	
10月					11月					12月					1月					2月					3月					年号	年	月	年号	年	月													
57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	101	102	103			
0	0	0	0	0	2	0	8	0	3	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	8	0	3	8	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	8								

↑

支給開始等年月（「自」年月）を間違いなく入力すること

(36~37ページの返納の場合)

特例計算通知書1（給料・諸手当関係）

対 象			主 管 機 関 コ ー ド	支 出 科 目 科 目 代 号	通 勤 手 当										手 当																																	
年 号	年	月			加 減	手 当 等 コ ー ド	金 額					加 減	手 当 等 コ ー ド	金 額																																		
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	35	36	37	38	39	40	41	42	43	62	63	64	65	66	67	68	69	70																		
5	0	4	0	4	7	0	1	0	0	4	0	1	-	0	6	1	4	1	3	6	0																											

↑ ↑手当コードを確認すること

返納の場合はマイナスを入力のこと

※ 対象年月・予算主管機関コード・支出科目コードは、必ず入力すること。

記載例（高速道路利用職員の場合）

第2号様式

通勤手当決定簿

（ 年 月 日作成）

勤務公署名	県立〇〇高等学校			所属コード		事実発生年月日	令和 4 年 4 月 1 日						
職名	教諭	氏名	△△ △△		職員番号		受理年月日	令和 4 年 4 月 2 日					

平均1箇月当たりの通勤所要回数 21回（通常勤務の職員：21回、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び保育児短時間勤務職員等：運用基準第3の1（注）の（ウ）による回数）

42

交通機関等利用者	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数券その他の別	運賃等相当額等		1箇月当たりの運賃等相当額等	支給の始期等			支給月（支給月に○を付す）						備考	
	交通機関等の名称	利用区間		定期券	回数券 その他		令和	年	月	から	1	2	3	4	5		6
1 改正	東北自動車道	福島西～郡山	ETC普通車	(円 箇月)	610円	23,290 円	令和3年4月	から	①	②	③	④	⑤	⑥	610×50/55×2 =1109.091		
				(円 箇月)	円	円	令和	年	月	から	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫
	2 改正				(円 箇月)	円	円	令和	年	月	から	1	2	3	4	5	6
					(円 箇月)	円	円	令和	年	月	から	7	8	9	10	11	12
3 改正				(円 箇月)	円	円	令和	年	月	から	1	2	3	4	5	6	
				(円 箇月)	円	円	令和	年	月	から	7	8	9	10	11	12	
4 改正				(円 箇月)	円	円	令和	年	月	から	1	2	3	4	5	6	
				(円 箇月)	円	円	令和	年	月	から	7	8	9	10	11	12	

交通用具	自動車等交通用具の額（片道の使用距離 48.0 km）				31,900 円		令和3年4月	から								
	（支給規則第21条の5に規定する額）				円		令和	年							月	から
	<input type="checkbox"/> 併用職員に係る2区間の自動車等及び自転車の使用による調整				改正 円		令和	年	月	から						

1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額					55,190 円		年 月 日改正			円					
--------------------	--	--	--	--	----------	--	---------	--	--	---	--	--	--	--	--

1箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が64,000円を超えるとき	別紙※1の額 (円) × (箇月) = 円	令和	年	月	から	1	2	3	4	5	6
		令和	年	月	まで	7	8	9	10	11	12

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	電算通知年月
支給額	55,190円	4年 5月											
年月日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年 月

条例第10条第1項該当理由					給与条例第10条及び同条に基づく人事委員会規則の規定に従い、上記のとおり確認し決定する。					支給決定欄 改正欄	決定権者	課員	担当者
通勤距離	<input checked="" type="checkbox"/> 2km以上 <input type="checkbox"/> 2km未満 身体障害	通勤方法	<input type="checkbox"/> 交通機関等 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 交通機関等＋自転車 <input type="checkbox"/> 交通機関等＋原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 交通機関等＋自動車	新幹線鉄道等	<input type="checkbox"/> 新幹線鉄道等以外 <input type="checkbox"/> 新幹線 <input type="checkbox"/> 在来線特急等 <input checked="" type="checkbox"/> 高速自動車国道等	年 月 日 福島県教育委員会							

【事例2 交通機関等利用職員が病休から引き続いて休職をした場合】

通勤の事実発生日：4月1日

通勤経路： 住居 (バス) → 二本松駅 (JR) → 福島駅 (徒歩) → 県庁

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
JR	6月定期券：59,090						(支給単位期間6箇月)
バス	6月定期券：58,320(@300)						(支給単位期間6箇月)
手当支給額	117,410						

手当支給額 117,410円

(1箇月当たりの運賃等額)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
JR	9,848 _{1/3}	運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額 (64,000円以下)					
バス	9,720	9,720	9,720	9,720	9,720	9,720	
合計	19,568 _{1/3}						

↓

◆ 病休及び休職の開始

6月10日に病休に入った。その後引き続き休職に入る予定である。(病休6/10～9/22、休職9/23～翌年8/5)

⇒ 支給終了決定及び返納が生ずる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
JR	6月定期券：59,090						(支給単位期間6箇月)
バス	6月定期券：58,320(@300)						(支給単位期間6箇月)
手当支給額	117,410			0	0	0	

病休開始(6/10) 払戻日(6/30)

◇ 払戻対象交通機関等：すべての交通機関等

JR、バス

◇ 返納事由発生日：全日数通勤なしの場合に該当

通勤手当の額が改定される月の前月の末日(6月30日)

◇ 返納額：すべての交通機関等の払戻金相当額の合計額

払戻金相当額

・JR 59,090 - 35,080 (3月定期券) - 220(手数料) = 23,790

(6月定期券を購入せず、ノルカ回数券を利用していた場合)

・バス 58,320 - (12,310 (1月定期券) × 3) = 21,390

合計 23,790 + 21,390 = 45,180円

45,180円を返納

※ この場合には支給単位期間が変更されるため、一旦給与マスタをゼロクリアする。

決定簿の記載方法及び入力通知書の記載方法については事例1を参照のこと。

X 届出の記載内容

1 通勤届（表面）

(教育委員会用)
第1号様式

通 勤 届		① 収 受 印					
		② 年 月 日 提出					
任命権者 福島県 教育委員会様	職 務 公 署 名 所 在 地 職 名 氏 名 住 所	所 属 コ ー ド 職 階 等 級 主たる届出の理由 ③ <input type="checkbox"/> 新居 <input type="checkbox"/> 異動 <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事項の発生日 ④ 年 月 日					
職員の給与の支給に関する規則第24条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1	⑤	住居から(⑥ 経由)まで	⑦ km	⑧ 分	⑨	⑩ 円	⑪
⑫		から(経由)まで					
3		から(経由)まで					
新幹線快速等利用者の新幹線快速等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1	⑬	住居から(経由)まで	km	分		円	
2		から(経由)まで					
3		から(経由)まで					

- ① 通勤届の記載事項を確認の後、收受印を押す。
- ② 提出日は事実発生日以降となる。
- ③ 届出の理由の□欄に「」印が記載されているか確認する。
- ④ 妥当な日かどうか通勤の実態を確認する。
住居の変更による場合は住居届との整合性、実態等を考慮し確認する。
- ⑤ 「順路」欄の□には、直前の届出の区間と同一の区間がある場合に、該当する区間の□に「」を付する。
- ⑥⑦ 正確に記載されているか確認する。(高速道路利用の場合は利用IC記入のこと)
- ⑧ 距離は、一般に利用される最短経路を電子地図サービス等により確認する。決定距離が届出の距離と違う場合は、二本線で消し(見え消し)、決定距離を記入する。
- ⑨ 所要時間は妥当なものかどうか、確認する。
- ⑩ 定期券(6箇月、3箇月)、11枚綴りの回数券、プリペイドカード、エコノミー回数券等の別を実際に使用しているものが記載されているか確認する。
高速道路を利用する場合は、ETC・通常料金、車種(普通・軽)の別が記載されているか確認する。
- ⑪ 定期券(6箇月、3箇月)又は片道の乗車券等の価額を交通機関公式ホームページ、運賃表又は運行会社等に問い合わせるなどして正確な額かどうか確認する。
- ⑫ ⑧により距離の確認を行ったら、「距離確認」と記載し、担当者印を押印する。
- ⑬ 新幹線、高速道路を利用しない場合について正確に記載されているか確認する。

2 通勤届（裏面）

通勤経路の図（経路朱線）

①

新幹線鉄道、高速道路等を利用しない場合の通勤経路の図（経路朱線）

※新幹線利用申請の方は在来線利用の場合を、高速道路利用申請の方は一般道路利用の場合の経路図を記入すること。

②

- ① 職員の通勤の実態による経路（朱線）が記載されているか確認し、経済的かつ合理的な経路を判断する。

なお、届出経路（朱線の経路）が経済的かつ合理的な経路でない場合は、青線などで最短経路（決定経路）を記入すること。

※ 駐車場を借りている場合や子を学校等に送迎している場合等で、通勤の実態による経路と認定すべき最短経路が異なる場合は特に注意すること。

- ② 新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の実態による経路（朱線）が記載されているか確認し、経済的かつ合理的な経路を判断する。

